

社会福祉法人AnnBee 評議員会決議事項

内容		根拠(社会福祉法・定款)		議決数	
				過半数	議決に加わることができる評議員の三分の二
法人運営に関わる事項	定款の変更	第45条36第1項	【法】定款の変更は、評議員会の決議よらなければならない。		○ (法45条の9第7項の3)
	法人の解散	第46条第1項第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。 一.評議員会の決議		○ (法45条の9第7項の4)
	吸収合併契約の承認	第52条 第54条2	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議よって吸収合併契約の承認を受けなければならない。 【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議よって吸収合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9第7項の5)
	新設合併の承認	第54条8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議よって新設合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9第7項の5)
役員(準)に関する事項	役員、監事の選任	第43条第1項	【法】役員及び監事は、評議員会の決議よって選任する。		○ (法45条の9第7項の1)
	役員(監事に限る)の解任	第45条4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議よって、当該役員を解任することができる。 ※(評議員会の運営)第45条9第7項 前項の規定に関わらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。 一 第45条4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)	○	
	役員(監事以外)の解任	第45条4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議よって、当該役員を解任することができる。	○	
	役員、監事、評議員の報酬等の支給の基準の承認	第45条35第2項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	○	
財務に関する事項	事業報告・決算書類・財産目録の承認	第45条30第2項 定款第32条2項	【法】理事は、第45条28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。 2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第32条第2項2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければ	○	
	基本財産の処分	定款第29条	【定款】(基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、国分寺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には国分寺市長の承認は必要としない。	○	
	残余財産の処分	定款第38条	【定款】(残余財産の帰属)第38条 解散(合併又は破産による解散は除く。)した場合には、残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益法人のうちから選出されたものに帰属する。	○	
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条2第77項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	○	
	役員等の責任の免除(すべての免除)	第45条20第4項 準用 一般法人法112条	【一般】第112条 前条第1項(※第111条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)の責任は、総社員(総評議員)の同意がなければ、免除することができない。	×	×
	役員等の責任の免除(一部の免除)	第45条20第4項 準用 一般法人法113条	【一般】第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は当該役員等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、社員総会の決議よって免除することができる。	○	○ (法45条の9第7項の2)
	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項				○

社会福祉法人AnnBee 理事会決議事項

内容		根拠(社会福祉法・定款)		議決数	
				過半数	三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条13第2項第1号 定款第24条第1号	【法】社会福祉法人の業務執行の決定 【定款】(権限)第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が先決し、これを理事会に報告する。 (1)この法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条9第10項準用 一般法人法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議よって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは当該事項 3 前2号にかかげるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款第12条	【定款】(招集)第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	理事会の招集権者とする	定款第25条	【定款】(招集)第25条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款第41条	【定款】(施行細則)第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。	○	
	内部管理体制の整備	第45条13第5項	理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、厚生労働省令で定める体制の整備。	○	
	競業及び利益相反の取引の制限	第45条16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
	臨機の設置	定款第35条	【定款】(臨機の措置)第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに業務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○ (理事総数の三分の二)
役員にの関する・事解	理事長及び業務執行理事の選定・解職	第45条13第2項第3号 定款第24条第3号	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職 【定款】(権限)第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が先決し、これを理事会に報告する。 (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	第45条13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分及び譲受け	第45条13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	第45条13第4項第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認あるいは決議	定款第31条	【定款】(事業計画及び収支予算)この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事銀杏が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	○	
	事業報告及び計算書類の承認	第45条28第3項 定款第32条	【法】第1項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1)事業報告 (2)事業報告の附属明細書 (3)貸借対照表 (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書) (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書 (6)財産目録	○	
	基本財産の処分	定款第29条	【定款】(基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、国分寺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、国分寺市長の承認は必要としない。	○	
	資産の管理	定款第30条	【定款】(資産の管理)第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。	○	
	会計処理の基準	定款第34条	【定款】(会計処理の基準)第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○	

社会福祉法人AnnBee 専決事項及び専決権の受任職名一覧

専決受任者 専決事項		専決権の受任職名	
		理事長	業務執行理事
法人一般・人事に関する事案	1 理事会・評議員会の招集に関する事(法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く)	○	
	2 理事会の議案の提出に関する事(法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く)	○	
	3 規程、規則等の制定・改廃に関する事(法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く)	○	
	4 予算編成及び決算調整に関する事	○	
	5 予算の流用、予備費の計上及び使用	○	
	6 短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの(多額の借入の場合を除く)	○	
	7 寄付の募集事務及び受け入れに関する事(寄付金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く)	○	
	8 債権の免除・効力の変更に関する事(法人に重大な影響があるものを除く)	○	
	9 訴訟に関する事(法人の組織及び権限に関する事(法人に重大な影響があるものを除く)	○	
	10 利用者入所判定基準の策定	○	
	11 入所利用者の決定及び利用契約締結者		○
	12 苦情対応規程・第三者委員の選任	○	
	13 職員の採用に関する事(施設長等の重要な役職を除く)		○
	14 職員の人事配置に関する事(施設長等の重要な役職を除く)	○	
	15 有期契約社員の採用に関する事		○
	16 職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事		○
	17 時間外勤務命令及び旅行命令に関する事		○
	18 職員の昇給・昇給基準の決定に関する事	○	
	19 職員の昇給者・昇給決定者に関する事	○	
	20 休職・復職・退職・育児・介護休業等に関する事		○
	21 職員の表彰・制裁・解雇に関する事	○	
	22 職員の人事記録及び身分証明書に関する事		○
	23 職員の諸手当に関する事		○

No.2

専決受任者 専決事項		専決権の受任職名	
		理事長	業務執行理事
法人一般・人事に関する事案	24 職員健康診断の実施に関する事		○
	25 被服貸与等に関する事		○
	26 利用者の日常の処遇に関する事		○
	27 利用者の預り金等の日常の管理に関する事		○
	28 薬品、給食材料の処分に関する事		○
	29 自動車の運行管理に関する事		○
	30 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事		○
	31 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○
	32 職員の研修に関する事		○
	33 諸証明に関する事		○
収入事案	34 金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	○	
	35 介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関する事	○	
	36 過誤納金の充当又は還付に関する事		○
	37 受贈の承認、寄附に関する事(重要なものは除く)	○	
支出事案	38 その他の債権(重要なものは除く)	○	
	39 固定資産の取得及び処分等に関する事(軽微なものに該当)	100万円以上 1,000万円以下	100万円未満
	40 建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事(軽微なものに該当する場合)	100万円以上 1,000万円以下	100万円未満
	41 報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事		○
	42 日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入		○
	43 緊急を要する物品の購入(災害・故障・保守管理関係に限定)	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満
	44 上記以外の支出等	別表3	

別表3

社会福祉法人AnnBee 支出に関する決裁基準表

区分	項目	摘要		決裁者及び決裁金額(単位:万円以下)			
				課長	業務執行理事	理事長	理事会
全般的項目	①固定資産・物品等の購入	⑦及び⑧に属するものを除く	購入総額	10	100	1,000	左を超えるもの
	②固定資産等の除却、物品等の廃棄	営業債権の除却を含む	帳簿価格		100	1,000	----
	③交際費等の支出	(営業部員のみ)	1回の金額	10	左を超えるもの	----	----
	④修繕費等の支出	補修費、改修費の支出を含む	1件の金額		100	左を超えるもの	----
	⑤教育・研修に要する支出	教育研修規程に基づくものに限る	----			○	----
	⑥その他の費用の支出	③～⑤に関するものを除く	1件の金額	10	100	左を超えるもの	----
製造関連項目	⑦商品等の仕入れ	商品・製品・半製品の仕入れに限る	1回の金額	50	左を超えるもの		
	⑧原料・材料の購入	重要性の乏しいものを除く	"	50			
	⑨外注加工の発注	製造原価に算入される外注加工費となるものに限る	1件の金額 差益割合	100 20%未満 10%超			
営業関連項目	⑩受注契約等	受注に関する見積もりを含む	1件の金額	100	左を超えるもの		
	⑪原料材料の購入	営業活動に係るものに限る	"	5			
	⑫売上値引	受注時の値引きを含む	"	10			
	⑬売上割合	売上割引を含む	"	5			
その他の項目	⑭手形の振出し					○	----
	⑮手形の引受、割引					○	
	⑯予算の項目間流用					○	
	⑰金融機関との取引の開始又は廃止					○	
	⑱契約の締結	契約時の更新継続を含む。重要性の乏しいもの及び⑩を除く				100	
	⑲リース契約					300	1,000

別表4（第4条第3項関係）

規程、規則の議決分掌表

	理事会での議決	評議員会での審議	理事長の専決
定款細則	○	○	
経理規程・経理規程契約細則	○		
設計等業務契約手続規程	○		
役員・評議員報酬及び旅費規程	○	○	
秘密情報管理規程	○		
業務管理体制整備規程	○		
施設運営規程	○		
重要事項説明書	○		
利用契約書	○		
情報公開規程	○		
個人情報保護基本規程	○		
ホームページ運営規程			○
苦情対応規程	○		
公益情報対応規程	○		
利用者の権利擁護関連規程	○		
危機管理対応員会規程	○		
消防計画 応援協定			○
BCP計画(事業継続計画)	○		
施設所有自動車管理規程			○
就業規則(正規 有期契約社員)	○		
給与規程 休暇規程	○		
育児休業、介護休業規則	○		
セクハラ・パワハラ防止規程	○		
マタニティ・ハラスメント規程	○		
ハラスメント苦情処理委員会規程			○
人事考課規程集	○		
安全衛生管理規程	○		
在籍出向規程	○		
宿直に関する規程			○
懲戒手続規程	○		
被服貸与規程			○
短時間雇用管理選任規程			○
育児・介護休業等再雇用制度規程	○		
再雇用職員就業規則	○		
職員の兼業等事務取扱規程			○
交通用具通勤管理規程			○
文書管理規程 文書保存規程			○
公印取扱規程			○
資金運用規程	○		
監事監査規程	○	○	
利用者預り金等管理規程	○		